

下関市立大学大学院研究科担当教員資格審査規程

令和 3 年 2 月 24 日

規 程 第 8 号

改正 令和 5 年 4 月 26 日規程第 24 号

令和 7 年 10 月 29 日規程第 24 号

下関市立大学大学院経済学研究科担当教員資格審査規程（平成 20 年規程第 10 号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、研究科担当教員の資格審査に関し、必要な事項を定める。

（審査基準）

第 2 条 研究科修士課程を担当する教員は、次の各号に掲げる担当の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者でなければならない。

（1）講義を担当する教員 担当科目と関連する専門分野について公表された論文
12 点以上の研究業績を有し、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

ア 博士の学位を有すること。

イ 教授歴が 3 年以上であり、かつ、研究業績が博士の学位を有する者と同等と認められること。

ウ 特にア又はイのいずれかに該当する者に準ずると認められること。

（2）演習（研究指導）を担当する教員 担当科目と関連する専門分野について公表された論文 23 点以上の研究業績を有し、かつ、前号ア、イ又はウのいずれかに該当すること。

2 研究科博士後期課程を担当する教員は、次の各号に掲げる担当の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす者でなければならない。

（1）講義を担当する教員 担当科目と関連する専門分野について公表された論文
30 点以上の研究業績を有し、かつ、次のア、イ又はウのいずれかに該当すること。

ア 博士の学位を有すること。

イ 教授歴が 3 年以上であり、かつ、研究業績が博士の学位を有する者と同等と認められること。

ウ 特にア又はイのいずれかに該当する者に準ずると認められること。

（2）演習（研究指導）を担当する教員 担当科目と関連する専門分野について公表された論文 40 点以上の研究業績を有し、かつ、前号ア、イ又はウのいずれかに該当すること。

- 3 前2項の研究業績の評価は、下関市立大学教員採用選考規程（令和2年規程第45号）第9条第2項の規定により定める業績評価基準による。

（資格審査の発議及び手続開始）

第3条 資格審査を希望する者は、前条に規定する審査基準が確認できる書類を添えて、所定の期日までに学長に申し出なければならない。

- 2 学長は、前項の規定による申出がなされたときは、資格審査の手続開始の可否を決定する。

（資格審査）

第4条 学長は、前条第2項の規定により資格審査の手続開始を決定した場合は、教員人事評価委員会に対象者の審査を付託する。

- 2 学長は、前項の規定により審査を付託した場合は、理事会に報告しなければならない。

- 3 教員人事評価委員会は、第1項の付託を受けた場合は、第2条に規定する基準に基づき、対象者の業績及び資格の可否について審査する。この場合において、教員人事評価委員会は、必要に応じて資格審査委員会を設置し、審査させることができる。

- 4 資格審査委員会は、前項後段の審査の結果を教員人事評価委員会に報告しなければならない。

- 5 教員人事評価委員会は、審査の結果を学長に報告するものとする。

- 6 学長は、教員人事評価委員会の報告に基づき、資格の認定を決定する。

（認定）

第5条 学長は、前条の規定による審査の結果、資格の認定を決定した場合は、理事会に当該候補者の資格の認定について承認を求める。

- 2 学長は、理事会に承認されたときは、理事長に当該資格の認定を申し出る。

- 3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、任命を行うものとする。

（その他）

第6条 この規程に定めるもののほか、研究科担当教員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月24日から施行する。

附 則（令和5年4月26日規程第24号）

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

附 則（令和7年10月29日規程第24号）

この規程は、令和7年10月29日から施行する。